

# 令和4年度阿賀町社会福祉協議会事業計画

## 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束を見ることなく、私たちの日常生活に大きな影響をもたらしています。コロナ禍という厳しい状況においても、「新しい生活様式」の実践を進めながら、地域のつながりをあきらめることなく活動する方法や工夫について試行錯誤を重ね、新しい地域活動の姿を模索しなければなりません。

また、昨年施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、ますます複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備することが求められています。

阿賀町社会福祉協議会は、本来、地域福祉部門と在宅福祉部門がワンチームで地域福祉推進に取り組むことができるのが社協の強みではありますが未だ十分でないのが現状です。他機関との連携や地域の社会資源と積極的につながりながら連携を図り、専門職による個別支援や地域支援を充実できるよう取り組んでまいります。

さらに、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題解決のため、関係機関や企業・団体との生活支援ネットワークを活用しながら、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業のより一層の充実に努めていきます。

以上のことを踏まえ、令和4年度の重点事業は、以下のとおり定めます。

## 2 重点事業

### (1) 社協活動の基盤強化

公益性と非営利性をもつ社会福祉法人として、また住民参加の地域福祉活動を推進する社会福祉協議会として、地域住民や関係機関の理解と信頼を得られる事業展開を行うことは重要な課題です。そのため、事業運営の透明性を確保しながら住民の共感を得られるように積極的な広報活動に取り組みます。また、社協会費や共同募金運動を積極的に進め、地域福祉事業の自主財源の確保に努めます。

①会費 ②共同募金 ③広報活動

### (2) みんなで支え合う地域づくりの推進

住み慣れた地域で安心して暮らす「地域福祉活動」の推進には、ふれあいサロン等の小地域活動の促進、地域住民による見守りや生活を支える活動の推進、担い手づくりや福祉教育の充実などが結びついて関連しあって進んでいくことで、その目的に近づくことができます。それぞれの地区に合わせて取り組みを推進していきます。

① ボランティアセンター運営事業

(みんなでささエール事業・災害ボランティアセンター・花いっぱい運動・福祉教育)

② わんぱくキッズサロン事業

(ブックスタート含む)

- ③ いきいきサロン事業
- ④ 生活支援体制整備事業

### (3) 伴走型の個別支援の推進

さまざまな生活課題や日常生活の困りごとを抱える世帯を対象として、専門職が幅広く相談を受け、必要に応じ資金貸付、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理のほか、成年後見制度の法人後見等を用いて支援します。また、当事者が地域とつながり、地域社会に参加しながら生活することができるよう長期的に伴走しながら支援します。

- ① 資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業・小口資金貸付事業）
- ② 権利擁護事業（日常生活自立支援事業・成年後見制度法人後見事業）

### (4) ふだんの暮らしを支える

日常生活上の支援として、食の確保や清潔保持等に関するサービスを提供し、当事者の暮らしを支えていくように取り組みます。

- ① 配食サービス事業
- ② 訪問理美容サービス事業
- ③ 寝具乾燥消毒サービス事業
- ④ 身体障害者等タクシー利用料助成事業

### (5) 安心安全な介護・生活支援サービスの提供と福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります

「新しい生活様式」にも応じて福祉サービスを継続するなど、緊急事態や環境の変化に柔軟に対応し、どのような状況においてもサービスが継続できるよう、限られた人材を最大限に活かせる体制を構築するため、職員がやりがいを持ち、モチベーション高く働くことができる環境改善に資する人事制度や労務管理の見直しを推し進めます。

- ① 通所介護事業
- ② 居宅介護支援事業
- ③ ふれあいデイサービス阿賀
- ④ はつらつ健康クラブ

## 令和4年度事業（全体）

### 1. 法人運営事業

評議員会・理事会等の開催や職員の研修、事務組織の効率化・充実を推進します。

- ・評議員会 定時（6月） 臨時（3月及び必要がある場合）
- ・理事会 定時（6月/3月） 臨時（随時）
- ・監事会 決算監査（5月）
- ・その他の会議 福祉サービス苦情解決委員会（年1回）  
ボランティアセンター運営委員会（年4回）  
法人後見事業運営委員会（随時）  
代表者会議（毎月1回）  
施設長会議（毎月1回）  
地域福社会議（随時）  
介護支援専門員検討会（毎月1回）  
主任生活相談員会議（毎月1回）  
看護職員連携会議（隔月）

### 2. 地域福祉活動事業

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・法人後見事業 1,500千円
- ・日常生活自立支援事業 681千円
- ・小口資金貸付事業 401千円
- ・生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業） 112千円
- ・小地域福祉活動推進事業（地域ふれあいサロン） 524千円
- ・みんなでささエール事業（除雪機貸出事業含） 289千円
- ・広報活動推進事業（HP更新：月2回） 297千円
- ・社協会員増強運動 156千円
- ・災害ネットワーク整備推進事業 180千円

### 3. 共同募金配分金事業

- ・赤い羽根共同募金運動
- ・共同募金配分金事業の実施
  - ① 各種団体助成 180千円
  - ② 花いっぱい運動 180千円
  - ③ 社協だより「よつば」広報（年5回発行） 833千円
  - ④ タクシー券助成 220千円
  - ⑤ 阿賀町社会福祉大会 249千円

⑥ ボランティアセンター運営事業	942 千円
⑦ 子育て支援事業（わんぱくキッズサロン・ブックスタート）	212 千円
⑧ 生活支援ボランティア育成事業	55 千円
⑨ ボランティア活動グループ団体助成事業（新規）	120 千円
・阿賀町共同募金委員会（年 2 回）	
・阿賀町共同募金委員会助成審査委員会（随時）	

#### 4. 生活支援サービス事業（町からの受託事業）

・外出支援移送サービス事業	1,465 千円
・寝具乾燥消毒サービス事業	92 千円
・訪問理美容サービス事業	25 千円
・配食サービス事業	7,302 千円
・生活支援体制整備事業	160 千円

#### 5. 第 16 回阿賀町社会福祉大会

福祉に対する意識の向上を目指し、福祉功労者に対しての表彰、講演・イベント、障がい者通所作業所の作品の展示・販売を行います。

#### 6. 公共施設の管理（指定管理及び受託管理）

・阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」	6,996 千円
・阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」	3,331 千円
・阿賀町高齢者生活福祉センター	1,562 千円
・阿賀町高齢者生活支援ハウス	2,684 千円
・津川デイサービスセンター	71,143 千円
・鹿瀬デイサービスセンター	60,146 千円
・上川高齢者生活福祉センター	64,285 千円
・上川高齢者ふれあい会館	297 千円

#### 7. 居宅介護支援事業所の運営

・社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会 ケアプランセンターやまぶき	介護支援専門員 4 名配置	30,578 千円
------------------------------------	---------------	-----------

#### 8. 介護予防・生活支援事業

「はつらつ健康クラブ」	6,532 千円
・阿賀町地域ミニデイサービス事業実施要綱に規定する対象者等で、送迎、体操、トレーニングマシンによる運動等のサービスを提供し、社会的孤立を防止し、生きがいづくり及び健康保持を図り、地域における自立した日常生活を支援することを目的とします。	

- ・ふれあいデイサービス阿賀における独自事業
- ・第一号通所事業（通所介護相当サービス）

要支援認定者、事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービス A を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供し、事業対象外の事業利用希望者については一般介護予防事業として、同時運営いたします。また、第一号通所事業（通所介護相当サービス）は津川デイサービスセンター、鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センターにおいて、要支援認定者、事業対象者に通所介護施設での介護予防サービスを提供します。

## 9. 施設ごとの事業計画

### （1）阿賀町総合福祉保健センター「やまぶきの里」

市民の健康増進及び老人福祉の向上のための便宜を総合的に提供し、心身機能の維持を図り、福祉保健事業を総合的に行うことにより福祉保健ニーズに資することを目的として設置された施設であるので、これらの目的を達成するための事業・検診（健診）等（町事業）の開催の利便性を確保し、目的が達成されるよう側面から支援していく。又、施設が良好な状態で使用できるよう管理する。

（実施事業）

#### ※ 町が実施する事業

ケアプラン作成研修会  
 地域ケア会議・地域包括支援センター運営協議会  
 住民の特定健診及び各種がん検診  
 乳幼児健診  
 食生活改善推進委員の研修  
 精神保健相談  
 消防署の講習会等

#### ※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」・「はつらつ健康クラブ」事業  
 キッズサロン  
 町社会福祉大会  
 ボランティア講座  
 ふれあいいいききサロン代表者会議  
 評議員会・理事会その他各種会議  
 町身体障害者福祉協会各種会議  
 町老人クラブ連合会各種会議等

## (2) 阿賀町老人福祉センター「さわやかホーム角神」

地域の高齢者等に対する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業に対し便宜を計り、高齢者が健康で明るい生活を営める手助けになるよう設置された施設。設置目的を達成するため、各種事業の利便性を確保し、事業の目的が達成されるよう協力・支援していく。又、施設・設備の維持管理には十分留意し、良好な状態を維持するため、点検、整備、清掃に心がける。

(実施事業)

※ 社会福祉協議会が実施する事業

「ふれあいデイサービス阿賀」「配食ボランティア会議」

「深戸元気クラブ」

## (3) 阿賀町高齢者生活福祉センター（デイサービスセンター・生活支援ハウス）

高齢者を入居及び通所の方法により、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、これらの高齢者等とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。これらの目的を達成するために、高齢者生活支援ハウスに関する業務、通所介護事業に関する業務を行う。

### ① 高齢者生活支援ハウス

概ね60歳以上のひとり暮らし・夫婦のみの世帯で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のために独立して生活することに不安のある方に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する。

### ② 通所介護事業（内容別掲）

## (4) 上川高齢者ふれあい会館

介護予防・生活支援サービス事業を実施する上川地区の「ふれあいデイサービス阿賀」事業所として、町指定管理施設となる。

## (5) デイサービスセンター（津川、鹿瀬、上川）

要介護状態になっても可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護、心身機能の維持並びに向上のための訓練等を実施する。又利用者の家族の相談に応じる等、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る等利用者とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。また、要支援1・2及び要支援から第一号通所事業（通所介護相当サービス）に移行した介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるようサービスを提供する。

(利用対象者)

- ・ 65歳以上（第1号被保険者）の要介護・要支援認定者
- ・ 40歳以上65才未満（第2号被保険者）の、特定疾病に起因する要介護・要支援認定者

(利用定員)

津川デイサービスセンター	30人
鹿瀬デイサービスセンター	25人
上川高齢者生活福祉センター	30人

(サービス内容)

- ・入浴に関すること ・食事に関すること ・生活指導に関すること
- ・日常生活動作訓練に関すること ・運動器機能向上に関すること
- ・日常の介護に関すること ・送迎に関すること ・利用者やその家族の相談に関すること

(サービス提供時間 基本 7-8 時間)

- ・4月から翌年3月(年間)

津川・鹿瀬デイサービスセンター、上川高齢者生活福祉センター

(休日)

- ・日曜日、12月31日～翌年1月3日

#### (6) 居宅介護支援事業所(ケアプランセンターやまぶき)

居宅の要介護者が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者等との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメント(居宅介護支援サービス)を行う。